

精華町教育委員会議事録

令和4年（第7回）

- 1 開 会 令和4年7月26日(火) 午後2時00分
閉 会 令和4年7月26日(火) 午後3時10分
- 2 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 3 欠席委員 なし
- 4 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長
糸山学校教育課担当課長(施設担当)
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第7回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和4年第6回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

- ・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

6月30日、ICT・プログラミング教育推進委員会の事業として、鳥取を拠点に活躍され、デジタル・シティズンシップ教育の国内でも有数の指導者である今度珠美氏をお招きし、デジタル・シティズンシップに関する講演会を開催した。

7月8日、相楽地方教育委員会連絡協議会教育委員・教育長合同研修会があり、教育委員の皆さんにはいずれも出席いただいた。

7月13日、ICT・プログラミング教育推進委員会を開催した中で、本年度はICT機器の効果的な活用がすべての学校で確実に進むように努力してもらうため、学校ごとに目標設定をし、相互に確認し合った。その際、中学校では、目標を持つということと合わせて、ICTを活用した授業を具体的にどう実践していくかについて、恐らく2学期以降になるが、教科ごとに教員に集まってもらい研究していくことになった。こういう形で何年か続けていくことがノウハウの蓄積になると思う。

7月14日、精華町人権啓発推進委員会の総会と講演会があった。総会では新しく会長として松下委員が選任された。新会長の下での委員会の更なる発展、活躍を期待している。

7月15日、昨年に引き続き、精華南中学校の総合的な学習の時間で取り組んでいる事業の一環として、オンラインで役場各部の職員に質問をする取組を実施した。今後は、精華南中学校だけでなく精華中学校、精華西中学校においても総合的な学習の時間の充実を図る動きを指導していきたいと考えている。

(4) 議決事項

議案第26号 応急給食配送車の取得について

教育部長 【提案説明】

災害発生時において応急給食、いわゆる炊き出しを避難者に配送し、また、平常時においては中学校給食を各学校に配送するため、配送車3台を購入するもの。

同取得については、令和4年7月6日の公告、同年7月21日の開札により契約金額、仮契約の相手が決定した。契約金額は2,293万5,000円、契約相手方は相楽自動車株式会社代表取締役、久保健。

入札参加申請業者は落札者を含めて3社で、抽せんによる落札者の決定はなかった。

本議案は、精華町議会に対して開催をお願いしている町議会8月特別会議に提出し、議会の議決を求める予定としてい

る。

松 下 委 員 車 横 記 載 予 定 の 「 精 華 町 防 災 食 育 セ ン タ ー 」 の 文 字 だ け で は 、 こ の 車 が 中 学 校 給 食 を 運 ん で い る こ と が 住 民 に は 分 か ら な い と 思 う 。 そ の 旨 分 か る よ う な 文 字 を 併 記 し て は ど う か 。

教 育 部 長 施 設 の 名 称 に つ い て は 、 防 衛 省 の 補 助 金 を 活 用 し て い る 関 係 で 「 精 華 町 防 災 食 育 セ ン タ ー 」 と い う 名 称 を 決 定 し て お り 、 変 更 す る こ と は で き な い が 、 指 摘 い た だ い た 住 民 の 皆 さ ん 、 中 学 校 の 生 徒 、 保 護 者 の 方 に 愛 着 を 持 っ て い た だ く と い う 意 味 で 、 様 々 な P R や 周 知 、 啓 発 な ど の 方 法 に つ い て は 検 討 し て い き た い と 考 え て い る 。

松 下 委 員 簡 単 に 着 脱 が 可 能 な 幕 の よ う な も の も あ る と 思 う の で 、 何 か 分 か り や す い 表 示 の 検 討 を お 願 い す る 。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

教育委員会所管施設の指定管理者選定方法について

教 育 部 長 【 提 案 説 明 】

むくのきセンター及び町内体育施設の指定管理者制度については、平成30年度から令和4年度までの5年間を第2期として、指定管理者制度を運用してきた。引き続きむくのきセンター等の指定管理者制度について、令和5年度から令和9年度までの5年間を第3期指定管理期間として運用するため、指定管理者の選定方法について協議をお願いするもの。

提案内容として、第3期の指定管理者の選定方法については公募方式としたい。国の指定管理者制度の創設から約20年が経過し、この間、民間事業者においては指定管理のノウハウの蓄積が進んでいる。選定手続の透明性、公平性の確保に加えて、従来のサービスの拡充や、新たなサービスの追加への期待が高まっている。

また、公募により競争性の高まりを意識することで、指定

管理者の意識向上の動機づけにもつながることから、公募方式へ切り替える自治体も増えている。

本町でも、公募方式の採用により、生涯学習拠点施設でもあるむくのきセンターの機能と役割を十分に発揮できることを期待するものである。

むくのきセンター等の指定管理者制度については、平成25年度から導入を行い、第1期が平成29年度までの5年間、第2期が平成30年度から令和4年度までとなっており、現在第2期目の最終5年目である。いずれの期間も指定管理者は特定非営利活動法人精華町スポーツ協会が受託している。引き続き第3期としては、令和5年度から令和9年度までの5年間で予定している。

なお、第1期、第2期ともに指定管理者の公募は行わず、精華町スポーツ協会1者を指定してきた経過があるが、第3期の指定管理者の選定方法については、提案させていただいたように公募方式を予定している。

指定管理の対象となるのはむくのきセンター、打越台グラウンド・テニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場の計4か所の施設である。

これまでの管理施設の運営状況等だが、教育委員会は、むくのきセンター等について、住民サービスの向上と管理経費の節減に有効であると判断して、平成25年度から指定管理者制度を導入した。むくのきセンターは住民のスポーツ振興を図り、かつ文化の発展及び向上に寄与するために設置した施設で、本町における生涯学習や生涯スポーツの拠点施設として位置づけている施設である。現在の指定管理者である精華町スポーツ協会が教育委員会や精華町文化協会などの各種団体との協働、連携を図りながら、これらの施設を活用して、各種スポーツ教室や文化教室、作品の展示、団体の発表会などを行い、本町の文化やスポーツの振興を推進している。指定管理者制度を導入してから既に9年が経過する中で、施設の利用者数は、コロナ禍による一時的な減少期間は見られる

ものの、住民の文化やスポーツへの関心の高まりを示すように、総じて増加傾向にある。

最後に、指定管理者の候補を選定するために設置する指定管理者選定委員会は6人の委員で組織し、2名の学識経験者と1名の社会教育委員のほか、公募により3人の委員を選任することを予定している。

むくのきセンターは本町の文化とスポーツの振興にとって重要な基盤施設であることから、その指定管理者は単に施設の維持管理や貸し館業務を行うだけでなく、この施設を拠点として住民の生涯学習、生涯スポーツを推進し、本町の文化とスポーツの振興に寄与する事業を、より効果的で効率的に、かつ安定して実施することが見込まれる事業者を選定することが絶対条件となる。

また、教育委員会がこれまでに各種団体との協働により培ってきた文化やスポーツ振興の基盤を受け継ぎ、今後も持続的に発展させることができ、町内の文化団体やスポーツ団体の育成や強化、さらには各種団体との協働を推進できる事業者であることが望ましいと考えている。

そういった経過もあり、むくのきセンターの指定管理者制度の導入当初から指定管理者の公募は行わず、第1期、第2期ともに精華町スポーツ協会1者を指定管理者として指定し、これまで大きな過失もなく、着実に導入効果を発揮して、一定の評価を得ているところではあるが、一方で、特定の事業者を1者選定することについては、選定経過の透明性や公平性の確保など、指定管理者制度の本来の趣旨に沿った運用がなされるべきではとの指摘もある。したがって、第3期の指定管理者の選定方法については公募方式を採用する予定としているものである。

今後は、9月に指定管理者の公募を行い、10月に選定委員会を開催。そして選定委員会が選定した指定管理者の候補者について、町議会定例会12月会議での議決を経て、指定管理者の指定を行う。

松 下 委 員 公募にせず1者だけに限定するのは問題ではないかという意見というのはどこから出ているものなのか。指定管理者選定委員会はこれから委員を選任予定で、まだ実施されていないので、他のところからの意見だと思うが。

また、現在の精華町スポーツ協会だけではなく、この公募に参加しそうな他の団体の動きを掴んでいるのか。

教 育 部 長 透明性や公平性の議論はどこでされているのかという質問だが、公募をしなさいということではなくて、指定管理者制度の趣旨にのっとった中で、業者の選定過程において透明性、そして公平性を発揮するようという議論が、議会の委員会や本会議などで、過去の選定の中ではあった。

委員の公募については、これまでは1名の公募枠としてきたが、複数の公募が望ましいのではないかという議会での意見もあり、今回は一般公募の委員を3名入れることとした。なお、応募してきた事業者と利害関係がある方は選定委員として適切ではないので、辞退いただくこともあるという条件なども付しながら委員の公募を行う。

精華町スポーツ協会以外の事業者が参加する見込みについては、現時点でそのような情報はない。現指定管理者も含めてどこからも応募がないことが一番困るので、公募に応じる事業者が現れてほしいと願っている。

松 下 委 員 一般的に、こういった公の施設の指定管理者に、民間の事業者が指定されている事例はあるのだろうか。

生涯学習課長 近隣の自治体を調査してみると、体育館や文化会館のような施設の指定管理者の公募については、たくさん応募があるという状況ではないようだ。ただ、精華町のように地元のスポーツ協会が指定管理を受けていたり、外郭団体のような地元の公的な機関で組織した団体が受けていたりする以外にも、民間の施設管理業者であったり、スポーツクラブを運営している民間業者が受けている事例もある。そのため、民間が入ってくる可能性はゼロではないと考えている。

松 下 委 員 むしろ、市町村で公募をしていないところはあるのか。

生涯学習課長 近隣では公募をしていないほうが圧倒的に少ない状況である。

井上委員 現在、スポーツ庁から提言として、中学校の運動部活動をまずは土日から地域移行していくことが通知され、各自治体で取り組んでいくこととなっているが、その受皿として期待されるのが総合型地域スポーツクラブや、精華町スポーツ協会などの地域団体であることは同提言にも書かれているところである。

地域移行には学校側の対応も必要であり、まだまだ具体的なところはこれからで、かなり過渡的な状況ではあるものの、そういう意味では指定管理者の公募によって、経済産業省が提言する一つのマーケットとして民間事業者が地域スポーツに参入してくるといような動きが広がっていくことは非常に良いことではないかと思っている。

高岡委員 以前、中学校給食の調理業務などの委託に関する公募型プロポーザル方式の説明を聞いたが、今回のこのむくのきセンター等に関しての公募方式とは、どのような方式になるのか。光台のコミュニティーホールのような形か。

生涯学習課長 支払い予定の指定管理料の額など、公募の条件をいろいろ細かく設定していくが、今回の公募については、例えば事業者が2者、手を挙げてきたとすると、その2業者からヒアリングを行い、そのヒアリングや申請書類に基づいて選定委員会で事業者の選定を行う。選定委員会では事業者を1者に絞り、最終は町議会に議案として提出し、議会の承認、議決を得る形で進めていく。

高岡委員 体育施設は防火管理者や体育施設運営士などの有資格者を施設に配置しなければならないが、現在は精華町スポーツ協会が配置されていると思うが、今回、仮に指定管理者が変わる場合はどうなるのか。

生涯学習課長 必要な資格などは公募の条件に含めて、すべてその指定管理者に管理運営、事業の運営を任せるという形になる。

松下委員 指定管理者が変わった場合は、現在勤務されている職員の

方も変わる可能性があるという理解で良いか。

生涯学習課長 現在の運営は精華町スポーツ協会の事務局スタッフが主に
なり、人手が不足する場合は臨時職員を雇用して、運営に支
障を来さない体制を取ってもらっているが、当該スタッフは
指定管理者が雇用されているので、指定管理者が変われば職
員が変わることも可能性としてはある。

新 司 委 員 施設利用者にとっては、公募にどういうメリットがあるの
だろうか。

生涯学習課長 メリットだけでなくデメリットもあるとは思いますが、メリッ
トを挙げるならやはりサービスの部分になるだろう。公募で
競争性が生じることによって、現行の指定管理者が来期もそ
のままということになれば、今まで培ってきたサービスをさ
らに発展、拡充させるというような考え方になるだろうし、
逆に、違う事業者が指定管理の業務を取るということになれ
ば、その事業者が独自のサービス事業を展開することになる
と思われ、結果的に、利用者が最も気になるであろうサービ
スの向上につながるのではないかと思う。

教 育 部 長 補足だが、体育館やテニスコートなどの施設は利用される
ときに利用料金がかかるが、その利用料金の限度額は精華
町が条例で決めているので、指定管理者が利益を上げるた
めに利用料金を値上げするといったことはできない。その
ため、受託事業者がどのようなサービスを提供するかは、
公募の手続きの中で、創意工夫した様々な提案がなされる
と思うが、利用料金などの町が条例で決定している事項に
ついては、町が見直しの手続を踏まない限りは、変わるこ
とはない。

川 村 教 育 長 それでは、今後、来年の春に向けて、指定管理者の選定の
事務を進めていくに当たり、出発点として公募方式を取るか
取らないかということを確認して進めていく必要がある
ため、その意味で、本日、委員の皆さんに賛否の決を採り、
それに基づいて事務を進めるものとしたいと考えている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり承認)

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 新型コロナウイルス感染症の対応について

6月28日開催の教育委員会の諸報告において、4月から6月末までの3か月間の新型コロナウイルス感染症の感染者数は、同日現在で134人、月平均で45人ということで、前四半期の1月から3月と比較すると、感染者数が半減し、ようやく感染者数も落ち着いてきたという報告をさせていただいた。少しばかりの安堵感とともに、先行きの見通しが立つのではという淡い期待をしていたが、残念ながら、ご承知のとおり、7月に入ってオミクロン株の派生型であるBA.5型の感染が子どもたちにも大きく広がっており、全国的にも連日、各都道府県の最高感染者数を更新するような報道が続いている。先日開催された京都府の対策本部会議では、10代未満、10代、20代のいわゆる若年層の感染者数が突出している。ワクチン接種との関係性は分からないが、全体としてはワクチン接種率が低い層で感染が広がっているということで、国のほうでも副反応が発現しにくいと期待されている国産ワクチンの開発、生産を急ぎ、その接種体制を強化するという報道もある。

また本町における感染状況も全国とまったく同様で、7月20日、過去最高の50人という数字が出て、翌21日には88人と、過去最高を連日更新しており、子どもたちの新規感染者数についても、7月25日現在で、7月1か月で115人と、4月から6月の月平均と比べて2.5倍に増加している。7月に入って学級閉鎖をしている学校、教職員自身の感染、そして家族の感染によって濃厚接触となっている教職員も増えている状況である。

7月11日に、これから夏季休業期間を迎えるに当たっての留意事項として京都府教育委員会から府立学校の対応

についての通知があった。本町では、府立学校の対応に準拠した形で町内の小・中学校へ通知するという形で実施している。

これまでのコロナ感染対策の内容を徹底するというもので大きな変更はないが、その中でも改正されてる部分について主なものを中心に説明させていただく。

まず、夏季におけるマスクの着用について、熱中症のリスクがさらに高まるおそれがあるということで、マスク着用が不要な場面をしっかりと指導し、熱中症対策と感染防止の意識を持って行動し、指導することとされている。

次に、保護者との連絡体制の確認ということで、夏季休業期間中にあっても、保護者が学校と直接連絡が取れない土日、祝日などの休日についても確実に連絡が取れる体制を確立することとされている。夏季休業期間中は、部活動や学校行事などを除き子どもたちが学校の管理下から外れ、感染症対策の多くは保護者の責任に委ねられることになるが、子どもたちの感染状況については学校や教育委員会で把握する必要があるため、保護者との連絡体制の構築は重要な課題であり、本町ではこれまでと同様に、教育委員会を介して学校と連絡が取れる体制を継続する。

この間、家庭内感染や、中学校の部活動に関連すると疑われるケースなどが多数発生しているが、中学校の部活動の大会なども一段落してくると、学校内での感染が疑われる状況も少なくなると思われるので、教職員の実質的な負担に加えて、心理的な負担も軽減されるのではないかと考えている。

最後に、7月22日に政府は感染者の濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間に短縮することを盛り込んだ追加対策を発表している。文部科学省からは、25日付けで文書で通知があったが、抗原検査を2日目及び3日目に実施し、ともに陰性が確認された場合には3日目から待機期間を解除することも可能という見直し案が盛り込まれている。

この濃厚接触者の対応について、本町教育委員会としては、教職員が濃厚接触者となった場合、子どもたちへの感染が爆発的に増加してる現状にあっては、自ら行う抗原検査キットでの陽性判定の精度はやや低い傾向があるので、その信頼性を鑑みると、どうしても勤務に復帰しなければならない合理的な理由がない場合は、基本的には5日間の自宅待機とするという考え方である。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

6月の問題事象は1件。登校後の朝休みの時間、ちょっとしたからかいから、相手の背を蹴り、けがをさせてしまったという事象で、両者謝罪をし、指導も終わっている。不登校児童は8名。

(2) 中学校

6月の問題事象はなし。不登校生徒は42名。各校、本人や保護者と連絡を取り、状況把握はできている。

総括指導主事 2 問題事象の月別発生件数について

小学校は1件、中学校は2件。今後も引き続き、指導の充実とともに、未然の防止に努めていきたい。

長期欠席については、前年度比較で小学校は1名、中学校は3名増えている。引き続き、家庭と連携をとりながら取り組んでいきたい。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

6月の報告はなし。

(7) 後援関係

6月から7月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数16件、学校教育課関係はなし、生涯学習課関係が16件で、社会教育係が15件、社会体育係が1件となっている。

(8) 8月の行事予定

10日から16日までの1週間は小・中学校の業務休止日となる。また、本日の協議事項であった教育委員会所管施設の指定管理の件について指定管理者評価委員会を17日に開催予定。

(9) 閉会

教育長が第7回教育委員会の閉会を宣言。